経営継承・発展等支援事業について

1 目的

本町の経営継承は毎年10件程度あり、継承年齢や継承時の経営状況は様々であるが、経営を継承して間もない農業者が新たに経営を発展させる取組を行うことは、農業経営に夢と希望を与え、後継者等の就農意欲の向上に効果的である。また、周りの農業者への刺激となるなど、本町農業の持続的な発展に資するものである。

このことから、本町においても国の制度を活用して取組を支援するもの。

2 取組状況

令和3年度から始まった国の新規事業で市町村の1/2負担が要件 令和3年5月24日~7月16日の期間で1次公募が実施

6月10日 市町村担当者向け説明会開催

※ 市町村の予算措置が前提等の内容

JAと協議し、2次公募に向けて合同で令和3年7月16日に対象者向け説明会を 開催し、併せて要望調査を実施した。

7月27日迄要望を聞き取り、対象者22名のうち21名から要望があった。

3 今後のスケジュール

8月16日~9月28日 2次公募

10月下旬 採択通知

11月中旬 交付決定

翌年3月上旬 事業報告提出締め切り

経営継承·発展等支援事業

【令和3年度予算額 1,503 (503) 百万円】

く対策のポイント>

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、実質化された人・農地プランに基づき、国と地方が一体となって、家族農業経営を始めとする**担い手の経営を継承し発展させる取組を支援**します。

く事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進「令和5年度まで]

く事業の内容>

く事業イメージ>

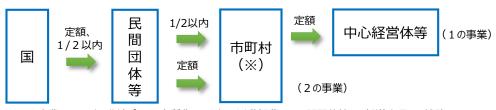
1. 経営継承·発展支援

地域の中心経営体等(実質化された人・農地プランにより位置づけ。畜産経営を含む。)の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援(100万円上限(国、市町村がそれぞれ1/2を負担))します。

2. 推進事務

1の事業の事務局を担う民間団体等の事務費を措置します。 また、人・農地プランの実質化が遅れている地域の活動を支援します。

<事業の流れ>



※2の事業のうち、人・農地プランの実質化に取り組む活動経費は、民間団体等から都道府県にも補助。

